

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二四二
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件六件 二四三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二四四
- 漁船以外の船舶が使用できる施設を指定する件の一部を改正する件 二四五

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二四六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二四七
- 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 二四八
- 随意契約の相手方を決定した件 二四九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二五〇

告 示

福島県告示第三百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑一二四番ほか

- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八四番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢二二七の九
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採することができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢二三七の七
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の三八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町奥川大字大綱木字笠木原二五七七から二五八〇まで、字幕ノ内二五八一、二六〇〇、二六〇一、二六九三の二、二七〇四の一、二七〇四の六、二七〇四の七、二七〇四の一四、二七〇四の二三、尾野本字西平乙二六三九の五、乙二六三九の八、乙二六三九の九、登世島字真ヶ沢甲三三二四の一、字高平甲三三九七の四、甲三三九七の五、甲三三九八の一、甲三三九八の二、甲三三九九、字中山甲三五三の一、上野尻字小蟹沢四四一九の一から四四一九の三まで、四四二六、四四三三、四四三四、字茂造四三六七の一、四三九四、四三九五の一、四三九六から四四一八まで、睦合字家ノ下乙四〇四から乙四一八まで、乙四三二、字滝ノ沢乙六〇六の一、字大反乙六〇七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 奥川大字大綱木字笠木原二五七七から二五八〇まで、字幕ノ内二五八一、二六〇〇、二六〇一、二六九三の二、二七〇四の一、二七〇四の六、二七〇四の七、二七〇四の一四、二七〇四の二三、登世島字真ヶ沢甲三三二四の一、字高平甲三三九七の四、甲三三九七の五、甲三三九八の一、甲三三九八の二、甲三三九九、字中山甲三五三の一、上野尻字小蟹沢四四一九の一から四四一九の三まで、四四二六、四四三三、四四三四、字茂造四三六七の一、四三九四、四三九五の一、四三九六から四四一八まで、睦合字家ノ下乙四〇四から乙四一八まで、乙四三二、字滝ノ沢乙六〇六の一、字大反乙六〇七の二
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡鮫川村大字赤坂東野字前田八の一から八の三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津坂下町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 清岩寺 渡部司 安藤仙吉 佐藤清治 永山重信 田部信作 田部喜四郎 満田栄馬 満田シズ 満田豊 満田吉江 満田忠三 長谷川信栄 長谷川富士之助 田部信作 長谷川文吉 長谷川和栄 長谷川信一 田部清 田部富多 長谷川清次 田部元八 小久保八郎 田部貞造 長谷川正雄 小久保彌助 東日本旅客鉄道株式会社

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十年福島県告示第百六十六号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

(森林保全課)

福島県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名
板橋惣四郎 大久保鉄吉 阿部市吉

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十年福島県告示第三百一十号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百九十六号

漁船以外の船舶が使用できる施設を指定する件(平成十四年福島県告示第八百六十八号)の一部を次のとおり改正し、平成三十年四月二十四日から施行する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室港湾課及び福島県相馬港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

表釣師浜漁港の項中

| | |
|----------------|----------------|
| 泊地 | 泊地 |
| 釣師泊地 B | 釣師泊地 A |
| 相馬郡新地町大字谷地小屋地先 | 相馬郡新地町大字谷地小屋地先 |

を 泊地

釣師泊地

相馬郡新地町大字谷地小屋地先

に

改める。

(港湾課)

公 告

公告第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

楢葉町土地改良区

退任した役員

氏名 鈴木 英雄

梶原 貞二

佐藤 憲之

鈴木 徳雄

山内 茂樹

猪狩 秀男

草野 傳市

松本 富士夫

柴田 浩光

佐藤 英夫

松本 掌

渡邊 秀幸

遠藤 政一

阿野田 登美夫

住所

双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山一番地の二

同 郡同 町大字前原字宿田三〇番地の一

同 郡同 町大字下小塙字府ノ内一番地

同 郡同 町大字上小塙字根ツ子原三四番地

同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地

同 郡同 町大字井出字苅集三番地

同 郡同 町大字井出字代一一番地

同 郡同 町大字上繁岡字奥海九七番地

同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三

同 郡同 町大字下繁岡字篠柄一七番地三五

同 郡同 町大字山田岡字寺西二番地

同 郡同 町大字大谷字海法地三〇番地

同 郡同 いわき市小名浜玉川町北一四番地の九

住所

双葉郡楢葉町大字山田浜字シウ神山一番地の二

同 郡同 町大字前原字宿田三〇番地の一

同 郡同 町大字下小塙字府ノ内一番地

同 郡同 町大字上小塙字根ツ子原三四番地

同 郡同 町大字北田字金堂地二二番地

同 郡同 町大字井出字苅集三番地

同 草野 傳市 同 郡同 町大字井出字代一一番地
 同 松本 富士夫 同 郡同 町大字井出字除込一一番地一
 同 柴田 浩光 同 郡同 町大字上繁岡字奥海九七番地
 同 佐藤 英夫 同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一一番地の三
 同 猪狩 博美 同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地
 同 渡邊 秀幸 同 郡同 町大字山田岡字寺西二番地
 同 遠藤 政一 同 郡同 町大字大谷字海法地三〇番地
 同 阿野田 登美夫 同 郡同 町大字小名浜玉川町北一四番地の九

(農村計画課)

公告第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成三十年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
 富岡町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所
 監事 小坂 義浩 双葉郡富岡町大字上手岡字下千里三〇九番地

(農村計画課)

公告第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、榎葉町土地改良区から次のとおり役員住所に変更があった旨届出があった。
 平成三十年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

| 役別 | 氏名 | 住所 |
|----|---------|---|
| 理事 | 草野 傳市 | 変更前 双葉郡榎葉町大字井出字上ノ原三三番地の二 変更後 同 郡同 町大字井出字代一一番地 |
| 監事 | 阿野田 登美夫 | 変更前 双葉郡榎葉町大字波倉字汐ノ作六一番地の一 変更後 いわき市小名浜玉川町北一四番地の九 |

(農村計画課)

公告第94号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務(流総管理)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
テレメータ保守点検業務(流総管理) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,704,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）